令和2年７月15日

神奈川県立愛川ふれあいの村

新型コロナウイルス感染防止に対応した受入再開マニュアル

　本ガイドラインは「県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」を基に、愛川ふれあいの村で適切な運営及び感染リスクを軽減し、利用される方々が安全・安心に過ごすことができることを目的に作成しました。

**１．感染防止のための基本的な考え方**

（1）総論

　　・３密を避けるための最大限の対策を講じます。

　　（対人距離の確保、部屋の換気、食事の提供、活動施設や宿泊室の使い方、浴室の利用など）

　　・神奈川県教育委員会や足柄ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら、防止対策を進めます。

（2）受入の前提となる要件

　　・神奈川県からの受入自粛要請が出ていないこと。

　　・職員及びその家族に、感染者又は濃厚接触者がいないこと。

（3）受入可能な団体、利用者の条件（宿泊・日帰り共通）

　　・利用日から14日間の間に、発熱や倦怠感等の症状がみられない者

　　・利用日から14日間の間に、濃厚接触者と判断されていない者

　　・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の無い者

　　・当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策による施設利用のお願い」の各事項につき、同意を得られた団体及び個人

（4）受入人数等についての考え方

　　・宿泊室及び日帰り利用

（ｱ）原則として、8月中の宿泊については50名定員の宿泊棟で26名の定員とします。

　　　　なお、宿泊棟宿泊室は1部屋8名定員を4名定員とし、和室については現行通り２名とします。（利用の状況により、これらの対応策が取れない場合には、個別に状況を検証し判断する）

　　　　なお、利用の予約状況により、上記に定めた定員に収まらない場合には、個別に状況を検証し、利用可否の判断を行います。

各団体及び利用者には、参加者ができる限り密にならないよう、各宿泊室の人数割りに配慮していただく。

　　（ｲ）日帰り利用については、原則として、8月末までは1日の受入定員を150名までとします。

宿泊同様、利用の予約状況により、上記に定めた定員を上回る場合には、個別に状況を検証し、利用可否の判断を行います。

　　　　　各団体及び利用者においては、参加者が出来る限り密にならない様、配慮していただく。

　　・活動施設の受入定員

　　　概ね現行の定員に対して50％の収容とします。

　　（ｱ）体育館・・・・・・・・・150名※運動を伴う活動時は60名

　　（ｲ）集会室・・・・・・・・・100名※運動を伴う活動時は30名

　　（ｳ）多目的ホール・・・・・・40名※運動を伴う活動時は16名

　　（ｴ）会議室・・・・・・・・・32名

　　（ｵ）野外炊事場・・・・・・・各40名

　　（ｶ）グラウンド・・・・・・・150名

なお、やむを得ず上記の定員内に収まらない場合については、団体・利用者と協議の上、

より重点的に、室内の換気や手指の消毒、活動時間の短縮等の対策を取ることを前提に、

都度利用可否の判断を行います。

**２．施設利用に於ける感染防止対策**

（1）利用者のスクリーニング

　　 以下の項目に１つでも該当する場合には、利用を控えていただく。

　　・平熱比で＋１度以上の発熱がある場合。

　　・37.5度以上の発熱がある場合。

　　・息苦しさ、咽頭痛、強いだるさがある場合。

　　・味覚障害、嗅覚障害など、明らかな異常を自覚した場合。

　　・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

（2）利用当時の受付

　　・入村手続きの時間を調整し、他の団体と重複しないようにします。

　　・書類提出、活動内容確認をお願いする場所と利用料等の会計をする場所を別にします。

　　・書類に不備がある場合は書き直しをお願いしますので、記入漏れがないよう確認をしていただく。

　　・打ち合わせと会計を行いますので、1団体2名以内で受付をしていただく。

　　・受付窓口は透明ビニールカーテンなどで遮蔽します。または、フェイスシールド着用での対応をします。

　　・支払い時はコイントレイを使用します。

（3）入村式

　　・入村時の密をなくすため、団体同士が重ならないように入村時間の調整をします。

　　・マスク着用の上、対人距離に十分留意します。

　　・要点を絞るなど、内容を簡素化して実施します。

・入村式は基本として団体ごとに屋外で行います。雨天の場合には、前項に定めた定員内で予め調整した屋内施設で行います。

（4）活動施設の利用時

　　・活動施設内の密を防ぐため、前項に定めた定員により施設調整を行います。

　　・活動中は１時間に１回程度、出来る限り２か所以上の窓を開け、換気を行います。

　　・活動中も出来る限りマスクを着用していただく。

　　・活動施設への入室の際には、手指の消毒を行っていただく。

　　・活動施設使用後は、利用団体にも高頻度接触部位や活動中に使用した備品類（テーブル・椅子等）の消毒作業を行っていただく。

（5）活動プログラム等

・活動プログラムの企画に関しては、ゆとりを持たせた時間配分、参加者が3密にならないよう工夫するとともに、実際の運営にあたっても3密にならないような指導や配慮をお願いします。

・クラフトプログラムは原則屋外で行います。

・近距離での会話や発声、高唱を伴う活動は、なるべく控えていただきます。

・活動プログラムで必要な貸出物品は、必要最小限とし、利用者による使用前の消毒、活動後の消毒作業をお願いします。更に返却後に職員による消毒作業を行います（当面の間、ゼッケン・ボール等貸し出しは中止）。

（6）入浴について

　　・浴室16名を上限とし、シャワーのみの利用とします。

　　・利用の時間帯が集中しない様、ゆとりを持った時間配分を行います。それに伴い、開始時間を早める等、柔軟な対応を行います。

　　・団体指導者や責任者には、利用時や次の利用者が待機している場が密とならないよう、指

導の徹底をお願いします。

　　・洗面具等は共用することなく、個人のものを用意し、使用していただく。

・脱衣後、特に下着類は利用者が持参した袋等に入れ持ち帰りをお願いします。

　　・シャワー利用後は、利用団体にも高頻度接触部位の消毒作業を行っていただく。

　　・浴室の換気を行うため、浴室の窓を開けます。

（7）宿泊室での生活場面について

　　・宿泊室の使用中は、利用団体にも高頻度接触部位や生活中に使用した備品類（テーブル・

椅子等）の消毒作業を行っていただく。

　　・就寝の際には、寝具類のリネンを適切な使用を行っていただく。なお、退村時はロッジ玄関の返却場所へ戻す（朝食時にリネン業者が回収）。

　　・部屋の換気を一時間に一回程度行います。

（8）食事提供（日帰り・宿泊共通）

・ビュッフェ形式の提供は中止し、配膳方式またはお弁当での提供とします。

・食堂内が密とならない様、座席を間引き、概ね120名程度の定員とします（これを越える人数については入替とします）。

・同じ時間帯の入室は3団体までとします。

・食堂用スリッパは使用中止とし、持参した室内履きを使用していただく。

・喫食時のみマスクを外し、食後直ぐにマスクを着用していただく。

・下膳に関しては、テーブルでまとめて代表者に下膳していただく。

・窓を開けての換気を行います。

　　○野外炊事について

・調理作業や喫食の過程に於いて、野外炊事メニューの一部（BBQ、手作りピザ、手作りうどん）は、当面の間は、中止とします。

　　・野外炊事の際にはマスクを着用していただく。

　　・鍋やざる・ボウル等炊事で使用する道具は、洗浄してから使用していただく。また、使用後は洗浄および消毒をして返却をしていただく。

（9）その他

・宿泊利用については、入村受付時に宿泊者名簿へ朝の検温結果を記載し提出していただく。

また、滞在中は、団体及び利用者側で1日2回参加者の健康状態を確認し、健康管理チェック表へ記入し、チェック表は団体で保管していただく。

　　・日帰り利用については、日帰り利用参加者名簿（宿泊者名簿と同等のもの）へ朝の検温結果を記載し提出していただく。

　　・団体、利用者による消毒液、体温計等の持参をお願いします。

・マスクや鼻水を拭いたティッシュ類等は、袋を2重にし、曝露を防ぐ措置を取った上で持

　ち帰っていただく。

　　・エアコンのリモコンや部屋の鍵等は返却後、職員が消毒を行います。

　　・利用後14日間以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、愛川ふれあいの

村に必ず連絡していただく。

　　・別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項について同意を頂く。

**３．感染疑義者が発生した場合の対応について**

・「神奈川県立愛川ふれあいの村新型コロナウイルス感染疑義者対応マニュアル」に沿って対応します。

**４．管理運営上に於ける感染防止対策**

（1）施設共通

　　・村内各所へ、手指用の消毒液を設置します。

　　・村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の啓発ＰＯＰを掲示します。

　　・管理棟受付、かわせみ棟食堂入り口等ソーシャルディスタンスを取るため目印をつけます。

　　・定期的に、所内全体に於ける高頻度接触部位の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた消毒作

業を行います。（手すり、ドアノブ、スイッチ部等）

（2）トイレ及び脱衣所（入浴の項目も参照のこと）

　　・トイレの床、便座、ドアノブなどは、アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液による清拭消毒を行います。

　　・洋式トイレは蓋を閉めてから水を流すことを促す掲示を行います。

　・トイレの混雑時は、最低1ｍ間隔で並ぶよう立ち位置の指導を行います。

　　・脱衣かごは、当面の間は使用禁止（撤去）とします。

（3）職員の安全確保

　　・出勤時の検温、平熱時プラス1℃以上の発熱や、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場

　　　合は、必要に応じて医療機関又は保健所等の受診を促します。

　　・感染が疑われる場合及び体調不良の場合は仕事を休ませます。

　　・感染が判明した場合は、保健所の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行います。

　　・マスク等の着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底をします。

　　・事務所は1時間に1回程度の換気を行います。

　　・職員が消毒作業やゴミの収集廃棄等を行う際には、マスクと手袋等を着用します。また、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をします。

　　・手洗い、うがい、手指消毒を頻繁に行います。

附記

　本マニュアルは令和2年７月15日現在